

※別紙2第4(15)については H26.7.26
付けで意見募集を行っている改正案

○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改正案	現行※
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 通信の相手方</p> <p><u>通信の相手方は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(7) 基地局</u></p> <p><u>次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。</u></p> <p><u>ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>A 免許人所属の陸上移動中継局</u></p> <p><u>B 免許人所属の陸上移動局</u></p> <p><u>C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局</u></p> <p><u>(4) 陸上移動中継局（基地局と陸上移動局との間の通信を中継するものに限る。）</u></p> <p><u>次に掲げる無線局の組合せによるものであること。なお、周波</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 通信の相手方</p> <p><u>(7) 基地局にあつては次のいずれかであること。</u></p> <p><u>A 「免許人所属の陸上移動局」</u></p> <p><u>B 「免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局」</u></p> <p><u>C 「免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局」</u></p> <p><u>(4) 陸上移動局にあつては次のいずれかであること。</u></p> <p><u>A 「免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局」</u></p> <p><u>B 「免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び</u></p>

数変換型陸上移動中継局については、通信の相手方の基地局及び陸上移動中継局が具体的に記入されていること。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(4) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

オ～ス (略)

別表⁽¹⁶⁾－1 (略)

別表⁽¹⁶⁾－2 (略)

免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局」

(4) 陸上移動中継局にあつては次のいずれかであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、通信の相手方の基地局及び陸上移動中継局が具体的に記入されていること。

A 「免許人所属の基地局及び陸上移動局」

B 「免許人所属の基地局及び陸上移動局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局」

C 「免許人所属の基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局」

D 「免許人所属の基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局」

E 「免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局」

F 「免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局」

オ～ス (略)

別表⁽¹⁶⁾－1 (略)

別表⁽¹⁶⁾－2 (略)

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局

ア・イ (略)

ウ 通信の相手方

(7) 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の陸上移動中継局

B 免許人所属の陸上移動局

C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(4) 陸上移動中継局（基地局と陸上移動局との間の通信を中継するものに限る。）

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(5) 陸上移動局

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局

ア・イ (略)

ウ 通信の相手方

(7) 基地局にあつては、免許人所属の陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

(4) 陸上移動中継局及び陸上移動局にあつては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。
ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

エ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(7) 「特定無線局」とは、携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中

エ～コ (略)

(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(7) 「特定無線局」とは、携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動

継局又は陸上移動局であって、包括免許に係るものをいう。

(i)～(e) (略)

イ～オ (略)

カ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(7) 基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げるものに限る。）

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、C に掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の陸上移動中継局

B 免許人所属の陸上移動局

C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(4) 基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げるものに限る。）

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、B に掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の陸上移動局

B 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(6) 陸上移動中継局（基地局と陸上移動局との間の通信を中継する

局であって、包括免許に係るものをいう。

(i)～(e) (略)

イ～オ (略)

カ 通信の相手方

(7) 基地局にあつては、免許人所属の陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局であること。

ものに限る。)

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(2) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

キ 電波の型式及び周波数

第2の1の(4)によること。ただし、施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に指定する周波数は、平成26年総務省告示第●●●号(電波法施行規則第15条の2第2項第1号及び

(4) 陸上移動局にあつては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

キ 電波の型式及び周波数

第2の1の(4)によること。

第3号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）に掲げるものに限る。

ク・ケ (略)

(2)～(14) (略)

(15) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

ア～エ (略)

オ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(7) 基地局（施行規則第15条の2第2項第1号に掲げるものに限る。）

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の陸上移動中継局

B 免許人所属の陸上移動局

C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(4) 基地局（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げるものに限る。）

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

ただし、Bに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

ク・ケ (略)

(2)～(14) (略)

【以下についてはH26.7.26付けで意見募集を行っている改正案を記載】

(15) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

ア～エ (略)

オ 通信の相手方

(7) 基地局にあつては、免許人所属の陸上移動局又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局であること。

A 免許人所属の陸上移動局

B 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(7) 陸上移動中継局（基地局と陸上移動局との間の通信を中継するものに限る。）

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(8) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の基地局

B 免許人所属の陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局

D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(4) 陸上移動局にあっては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

カ (略)

キ 周波数の指定

第2の1⁽²⁰⁾キ(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものにあつては、同1⁽¹⁹⁾ク)により指定する。ただし、施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に指定する周波数は、平成26年総務省告示第●●●号(電波法施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件)に掲げるものに限る。

ク・ケ (略)

⁽¹⁶⁾ (略)

2・3 (略)

第5 (略)

カ (略)

キ 周波数の指定

第2の1⁽²⁰⁾キ(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものにあつては、同1⁽¹⁹⁾ク)により指定する。

ク・ケ (略)

⁽¹⁶⁾ (略)

2・3 (略)

第5 (略)